

平成22年度 第3回

文京区情報公開制度及び  
個人情報保護制度運営審議会

日時：平成22年12月14日（火）

午前10時00分～

場所：庁議室

文京区企画政策部広報課

日 時 平成 22 年 12 月 14 日（火） 午前 10 時

場 所 庁議室

出席者 審議会委員： 内山忠明、菊池秀平、木元武一、滝澤敬二、武澤房吉、中山泰一  
前田俊房、諸岡健至

区職員： 企画政策部長 瀧康弘 企画政策部広報課長 内野陽  
広報課行政情報担当主査 多田栄一郎  
広報課行政情報担当主事 竹内陽子  
高齢福祉課長 江口 進  
介護保険課長 高橋 秀代  
介護保険課介護給付係長 邊見孝之  
介護保険課地域包括担当主事 高羽 平一

## 1 開会

○広報課長 ……本日は諮問案件が 2 件を予定してございます。

それでは諮問案件について諮問書をお渡しさせていただきます。

（諮問書交付）

○広報課長 それでは、企画政策部長からごあいさつを申し上げます。

○企画政策部長 皆さん、おはようございます。朝早くからご苦労さまです。また、年末のお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、今申し上げましたように、2 件の審議でございます。

1 件目は、この 9 月ですか、敬老祝金を配るということで、夏の高齢者の安否確認の問題からご指導いただいたものでございますのと、それを含めまして、今、新しい見守り構想を文京区としてつくっておりますので、そのための個人情報の取扱いをご審議いただくものでございます。

2 件目は、東京大学が介護予防に向けて学術研究のための目的外利用の申請でございます。これは平成 17 年度にも同じようなご審議をいただいているところでございますので、これを含めまして 2 件、よろしくご審議のほどお願いします。

○広報課長 それでは、進行を内山会長にお願いします。

○内山会長 それでは、平成 22 年度第 3 回文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を開催させていただきます。雨の中ご参集いただきまして、ありがとうございました。

会を始める前に手元資料の確認をしていただいたほうがよろしいでしょうか。お願いします。

○広報課長 資料についてご説明を申し上げます。

まず、今お配りいたしましたものが、先ほどお渡しさせていただきました諮問の写しでございます。平成22年度諮問第2号、A4、2枚の綴じてあるもの、それから平成22年度諮問第3号、同じくA4、2枚の綴じてあるものでございます。

それから、本日の会議の資料につきましては、あらかじめ一部を郵送させていただいております。諮問案件につきましては先程お配りしたものでございますが、その内容については先日お配りしているものと同じでございます。

本日の資料でございますけれども、まず諮問第2号に関する資料といたしまして、資料第2-1号、「(仮称)文京区高齢者支援見守りネットについて」、それから資料第2-2号、「文京区の新しい見守り構想(案)」といたしまして、従来からの見守り事業に加えまして、新たな高齢者に対する総合的な見守り体制についてまとめたものでございます。

それから続きまして、こちらは本日席上にて追加配付をさせていただいておりますが、資料第2-3号、こちらは「災害時要援護者名簿の登録制度のご案内」ということで、災害時要援護者情報の登録を申し込むときの説明書の一式でございます。

それから、資料第2-4号につきましては、「災害時要援護者名簿の一覧表」でございます。先程の資料2-3号に基づいてご請求いただいたものが、この2-4号の形で整理されているというものでございます。

続きまして、諮問第3号に関する資料でございますが、資料第3-1号「文京区内の要介護者の状況に関する情報提供について(依頼)」。そして、東京大学医学部附属病院長から文京区長に出された依頼文の写しです。

それから本日、あとは追加で席上配付させていただいておりますが、資料第3-2号「多相生命表を用いた介護保険要介護者数の推計と介護サービスの効果に関する研究の概要」といたしまして、今回、東京大学で行う研究の概要がまとめられているものでございます。

それから、資料第3-3号につきましては、抽出データのイメージといたしまして、今回提供しようとしているデータのイメージとコード表をつけたものであります。

また、資料第3-4号につきましては、諮問第3号の提供に関しましての区の所管課長である介護保険課長の見解でございます。

それから、資料第3-5号と第3-6号でございますが、この2つにつきましては、当審議会の平成17年度諮問第2号に関する諮問と答申でございます。こちらにつきましては、諮問第

3号と類似するケースといたしまして先例がございましたので、こちらについて資料を添付させていただきます。

お手元の資料は以上でございますが、よろしゅうございますか。

## 2 議事（諮問案件）

### （1）平成22年度諮問第2号

○内山会長 それでは、お手元の次第に基づいて会を進めさせていただきますけれども、2. 議事というところでございます。

諮問案件の1、平成22年度諮問第2号について、まず、どなたが説明していただけるのかな。

○広報課長 それでは、本日、諮問第2号及び第3号につきまして、できる限り所管の課長と担当職員を同席させていただきますので、ご紹介させていただきます。

まず、江口福祉部高齢福祉課長です。

高橋福祉部介護保険課長です。

それから、後席ですが、介護保険課の介護保険係、辺見係長でございます。

介護保険課地域包括担当、高羽主任です。

それでは、諮問の件についてご説明を申し上げたいと思います。

まず、諮問2号に関してですが、諮問書について読み上げさせていただきます。

諮問事項は（1）地域包括ケア管理システム情報の目的外利用について。

（2）災害時要援護者名簿の目的外利用について。

（3）上記（1）（2）による目的外利用の本人通知の省略について、行方不明高齢者の問題や独居高齢者の孤独死の問題等、家族や地域の繋がりが希薄化する中で、様々な問題が顕在化しています。このような中で、高齢者が地域で安心して暮らしていくための地域における見守り体制の整備が区政の大きな課題となっています。

また、高齢者への相談・支援について、より迅速かつ的確に対応するため、高齢者サービス利用状況の一元的な把握が必要とされています。

このため、区では75歳以上の高齢者のうち、従前は見守りの対象外であった者を訪問し、日常生活の状況、見守り等の希望について聞き取りを行うとともに、各種見守り事業等を紹介します。これにより、個々人の見守りの必要性を把握し、見守り体制の充実を図っていきます。

高齢者の訪問に当たっては、対象者を区の高齢者向けサービス事業の未利用者に限定するた

め、対象者抽出の際に、地域包括ケア管理システム情報（以下、「システム情報」という。）の利用を予定しています（以下、「本件利用1」という。）。

さらに、災害時要援護者名簿（以下、「災害名簿」という。）に登載されている者（以下、「災害名簿登載者」という。）のうち、65歳以上で、一人暮らし又は寝たきりの状態にある者について、システム情報に登録のある者に係る災害名簿及び災害時要援護者情報登録申込書の情報を地域包括ケア管理システムに登載することにより、高齢者サービス利用状況の一元的な把握を行います（以下、「本件利用2」という。）。

これらの情報は、災害時に支援を求める高齢者等からの申請に基づいて作成されているため、見守りを必要とする者について、区は災害時に災害名簿登載者がどのような支援を必要としているかを総合的に把握することができ、的確な対応に繋げることが可能となります。

本件利用1及び本件利用2は、いずれも当該情報を見守り活動の一環として利用するものであり、個人情報の目的外利用に当たります。そこで、高齢者が地域で安心して生活できる見守りの実施の観点から、保有する個人情報を本人の同意を得ないで目的外利用すること、及び目的外利用をしたことの本人通知の省略について、貴審議会のご意見をお伺いします。という諮問内容でございまして、詳細につきましては、それぞれ所管の課長からご説明申し上げたいと思います。

○高齢者福祉課長 では、私の方から資料第2-1号に戻りまして、まず文京区高齢者安心見守りネットについて、概要をご説明させていただきます。

まず、この見守りネットにつきましては、高齢者の生活状況を定期的にとらえるとともに、非常時あるいは緊急時に迅速に対応するために、従来からの見守り事業に加えまして、新たな高齢者に対しまして総合的な見守り体制を構築するものでございます。

これを文京区高齢者安心見守りネットと言っておりますけれども、この概要でございますけれども、これまでも高齢者の見守りにつきましては、ハートフルネットワーク事業等、関係機関の連携によりまして、ゆるやかな見守りを行ってきたところでございますけれども、高齢者の日常生活の支援、あるいは充実をより一層図るために、今回、社会福祉協議会による見守り事業を新たに開始いたしまして、高齢者への定期的な訪問を行うことなどによりまして、より積極的かつきめ細やかな見守りの展開を図るものでございます。

また、新たな事業とこれまでの見守り関連事業を連携させるとともに、民生児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会などの連携を深めることによりまして、高齢者の見守り、日常生活の支援を充実させていこうというものでございます。

この事業を進めるに当たって、まず、より積極的な見守り事業を進めるために、高齢者の状況把握訪問を行うということで考えてございます。これにつきましては、概要に書いてございますように、これまで区の方で状況を把握してございます要介護認定者、あるいは高齢者サービス利用者等を除いた75歳以上の高齢者を対象に、日常生活の状況とか、見守りの希望等について聞き取りを行うとともに、各種の見守り事業を紹介し、個人の状況によっては見守りに繋げるものでございます。そのため、先程の諮問にございましたように、地域包括ケア管理システムの情報の利用を予定しているところでございます。

対象者につきましては約1万2,900人と考えてございまして、これは75歳以上の高齢者1万9,000人のうちの1万2,900人ということで考えてございます。この訪問につきましては民間事業者のほうに委託して行いますけれど、聞き取りの訪問者につきましては社会福祉士等の有資格者ということで考えてございます。

この訪問結果の活用につきましては、最終的には地域包括支援センターの方に情報を集約しまして、個人の状況に応じた介護保険サービスの利用、あるいは地域包括支援センターと民生委員による見守りに繋げてまいります。

また、地域の見守りが必要な方については、社会福祉協議会が地域の協力により見守りを行うというものでございます。

裏面の方をご覧いただきたいと存じます。

では、社会福祉協議会の新たな見守り事業の内容についてご説明いたしますけれども、いわゆるひとり暮らし高齢者とか高齢者のみの世帯で、いわゆる日常生活に不安を持つ高齢者の方や、地域でかかわっていったほうが安心といった見守りが必要な方に対して、民生委員から推薦を受けた方、あるいは社協に登録しているボランティア、協力員等で、その活動を理解する人をお願いして、月に一、二回程度、対象の高齢者宅を訪問して、声かけを行って、生活状況の確認を行うというものでございまして、状況の変化が見られる場合には、地域包括支援センターと連携していくといったものでございます。

今後のスケジュールといたしましては、状況把握訪問調査を23年1月から3月に、まず駒込生活圏域で先行して行いたいと。来年度、4月から9月の上半期に残りの富坂、本富士、大塚生活圏域の方で、訪問を行いたいと。その日程を経て、新たな見守りの事業を来年度実施していくというものでございます。

これに向けた高齢者サービス利用の一元的な把握ということですが、地域包括支援システムで管理しております個人ごとの介護保険認定情報、高齢者サービスの利用情報に加えま

して、地域包括支援システム情報に登録のある方に限りまして、災害時要援護者名簿の登録情報を加え、一元的な把握を行いまして、高齢者の相談支援について、より迅速かつ的確な対応が図れる体制を整備するという事で、これによりまして、見守りを必要とする方について、災害時における支援も含めたところの高齢者を総合的に把握することができまして、迅速な対応につながる事が可能というふうに考えているところでございます。

資料2-2をご覧いただきたいと思いますが、こちらが文京区の新しい見守りの構想案ということでございまして、これまでは中心に対象者並びに高齢者75歳以上の方、約1万9,000人いらっしゃいますけれども、そのうちの7割の方を今回対象にしていこうというところでございます。これまでも文京区ハートフルネットワークとか、地域包括支援センター、それからそれぞれのサービスからの見守りを進めてきたところでございますが、新たな見守りということで、今回は図の右の方にある部分を中心という形になります。

高齢者の総合的な状況把握という部分でございまして、まず、高齢者サービスの利用の一元的な把握を行った上で、75歳以上の高齢者に対しまして訪問を約1万3,000人の方に対して行っていくという中で、その中から高齢者一人ひとりの状況を把握して、必要な方については介護保険サービスやⅡの福祉サービスが必要な方についてもサービスに繋げていこう、あるいは民生委員による見守りが必要な方についても繋げていくと。それからまた、地域による軽い見守りとかがございまして、地域での見守りが必要な方につきましては、社会福祉協議会に、下にございまして新たに見守り事業に繋げていくということでございまして、この部分につきましては、訪問員が訪問した際にご説明をして、そういったサービスの利用について登録いただきながら進めていくというところで考えているところでございます。

それから、資料2-3のほうでございまして、こちらは災害時要援護者名簿の登録制度のご案内ということでございまして、これは災害に備えて、ご自身で避難することが難しい方を地域全体で支援するために登録をいただいているといったものでございます。現在は警察、消防署、区民防災組織、民生委員の方々にご協力いただいております。

この方々につきましては、登録対象としましては、そこに書いてございますように、65歳以上の一人暮らしの方、あるいは寝たきりの状態にある高齢者等の方に登録していただきたいと考えているところでございまして、登録情報としましては、氏名、住所、電話番号をご登録いただいて、現在の名簿の提出先としましては、警察、消防、区民防災組織、民生児童委員という形で登録いただいております。

これにつきましては、2枚目の方に申込書という形で書いてございますけれども、こちらの

方をご提出いただくという形で進めているということでございまして、現在こちらにつきましては各機関の方に提供しているものでございまして、資料2の4でございませけれども、こちらが要援護者名簿の一覧表という形で、お申し込みをされたものについて、それぞれ氏名、住所等をこちらに記載して、関係機関の方に名簿としてお渡しをしているといったものでございまして、今回これらの名簿の一覧表上の情報と、あと登録申込書の中のその他、真ん中辺に、その他というところで、救援活動に対して特に介助が必要な事項があれば、次の該当するものにご記入くださいということがございますけれども、そういった救援活動に必要な情報等も新たに地域包括支援管理システムの方に一括して一元的な管理を行いながら、高齢者の方の見守りを、あるいは迅速的確に対応するために登録を行っていききたいということで、今回この情報をお願いするというものでございます。

雑駁でございますが、事業の内容等についてのご説明は以上でございます。

○内山会長 ありがとうございます。

諮問と、その趣旨、背景、事情、実施される場合の体制等についてのご説明をいただきました。これからは各委員からのご質疑、ご意見を賜りたいと存じます。

どうぞ、菊池委員。

○菊池委員 実施方法に、「民間事業者に委託して行う」とあるのですが、ここに「有資格者に委託する」。この有資格者というのは何名ぐらいおられるのですか。

○高齢福祉課長 今のところ12名を予定してございます。

○内山会長 ほかに。どうぞ、中山委員。

○中山委員 社会福祉協議会による新たな見守り事業というのが書かれていて、この資料第2の部分ですね。これからどんどん人口比からいくと高齢者が増えていくし、しかも高齢者単身、もしくは複数世帯であったとしても高齢者だけが暮らしているというようなことも考えられるので、こういう取り組みは絶対必要だと思うのですが、ここに書いてある、民生委員の方はいいのですが、ボランティアの方にどういう契約で情報が流れるのか、その辺の管理はどうなっているのかということだけ教えてください。

○高齢福祉課長 これにつきましては、社会福祉協議会の方でこれから、社会福祉協議会の方で登録されているボランティアさんとか、今から登録されるボランティアさんにお声がけをして、こういった見守り活動にご協力いただける方をお願いしていくわけでございますけれども、まずは基本的に見守りの内容について、見守りをどういう形でやるかといったことについては当然研修を行って、いわゆる同じ条件で、いろんなスキームで対応できるような形で情報を整



理すると。

個々の方に見守りに行く場合には、当然、見守りの対象者の方のお名前とか、住所とか、あと生活状況等でどういったところを注意していただいて、見守っていただくかといったようなことは当然お話をして、ご訪問いただくという形で考えてございます。

ご訪問については当然、訪問したということで、どういった状況だといったようなことを毎回記録として、これは毎回になりますか、月とか時間を決めて社協の方にはご報告いただくというようなことになります。当然ここで後は、個人情報でございますので、そのところの個人情報の誓約も、まさに誓約書といったような、社協の方ですので、誓約書というところとちょっと堅苦しいかもしれませんが、そういう形でその辺は、書類を作る過程のことは私どももまだ詳しくは聞いておりませんが、ただ、そういった個人情報を扱うということでございますので、誓約書といった関係の書類の方は、協力いただくボランティアの方からもいただくというような形になろうかと思っております。

○中山委員 要するに、先ほどの菊池委員のご指摘にもあったのですが、このボランティアは別に有識者というわけではないし、非常にたくさんの幅広い方、逆に言えば幅広い方であるから浅く軽く見守ることもできるということなのだと思うのですけれども、その辺の方々にとどの程度の情報、つまり今日お配りいただいた資料第2-3の災害時要援護者情報登録申込書に書かれている情報そのものと同等のものを見られるのかとか、あと誓約書というお話だったのですけど、基本的には善意でやっていただいているわけですから、余り悪意と言っではいけないのですけど、そこから何か漏れる心配はないのかとか、やっぱり物を始めるときに、このブレーキをどうするかということだけはすごく気になるのです。

○高齢福祉課長 地域の見守りということは、共助ということで、行政だけではなくて、地域の方が地域の方を見守っていくということが、やはりこれからは順次必要になってくるだろうということで、社会福祉協議会としても、そういった事業を進めていこうということで、今回こういった事業に取り組んでいくということでございます。

そういったところで、また個人情報の問題がございますので、必要最低限の個人情報の提供ということで、2-3にございますような細かいところまでは情報としては提供しなくて、あくまでもご住所とかお名前、それといわゆる見守りに当たって気をつけていただきたい部分、そういった部分にとどめて情報の方は提供していただいて、ご近所でご近所の方を見守るといったようなことがやはり、本来的にはこういうシステムではなくて、世間で普通に見守っていけばいいのですが、なかなかそうもいかないところが、そういう状況がございますので、それ

をシステムとして社協の方でやっていこうということでございます。

○諸岡委員 災害時要援護者については、私ども町会の方で実際に担当しているわけです。実は今度新しく、前には私どもの町会で4人ぐらいの方が登録してあったのですが、この間、新しく変わりましたので、それを見ましたら今度は10名ぐらい登録者がございました。先程もちょっとお話に出ていましたが、私どもは担当者が5人おりますので、災害時には援護に当たるといって5人登録しております。その方たちからは全部、前回のときに誓約書をいただいて、提出してございます。

問題なのは、私が聞いたのでは、民生委員の方が65歳以上のひとり所帯の方とか、そういうところを訪問して、希望する方が出されるという様に聞いておりましたのですけれど、私どもが見て、この人は災害時に援護すべきだと思う方が登録していないですね。そういうことがあるのです。簡単に言えばこういう項目があるのですが、その方は90歳を過ぎているのですが、今1人なのです。足も悪いし、耳が難聴という方なのですが、登録がないのですよね。だから、そういうのはどうしたらいいかなというふうに今現在、町会長としては考えているのですが、本当に必要である人が希望しないというのはどうかと、そういうような感じを抱いております。

○高齢福祉課長 初年度については基本的には手挙げ方式ということで、ご希望なさっている方を、民生委員さんがお邪魔をして、ご希望があるかどうか伺って登録していただくという制度になってございます。

ただ、今回のこの新しい見守りネットの中では、今回の状況把握訪問の中で、もし訪問に行くと、そういった形で、本来は登録されたほうがいいというようなことがあれば、その他のサービスも含めて、いろいろお話をしてお勧めをするというのですか、ご案内をさせていただきたいなと思っております。それでもどうしても登録を拒否される方がいらっしゃるかと思っておりますけれども、そういった方については、どうしてもそういった方がいるということは把握したいなと思っておりますので、そういった方を把握できるというのも今回の訪問のメリットであると考えています。

○前田委員 気になるのは、この目的外利用、延長線上の問題としては非常に、利用するのはやぶさかじゃない。ただ、問題は、実施に当たって、相手先が来た人をどういう様に理解するのか。つまり目的外利用について、本人通知の省略をどうするかということにつながるんだと思うんですが、その辺の身分証明とか、どの様に説明するか、その辺はできているのですか。

○高齢福祉課長 当然、訪問する事業者の有資格者につきましては、区の方から来た調査員と

ということで、身分証明書は発行いたします。あわせて、今回は区報でも載せますけれども、やはり直接そういった方が訪問されても、なかなか、誰が来たかということで、ご質問いただくことも、今はこういうご時世ですので、非常に多いかと思っておりますので、ご訪問される直近1週間以内には、区の方からこういった内容の調査にお伺いしたいということで、こういった者がお邪魔をするということは、対象者の方にはご通知をさせていただきたいと思っております。

その他、あとは当然、町会とか、民生委員さんとか、地域の方については、こういった調査があるということも併せて周知をさせていただきたいと思っております。

○内山会長 これは諮問にありますように、目的外利用、つまり地域包括ケア管理システム情報と災害時要援護者名簿の情報を目的外に利用する。その目的外に利用するというのは、資料2-2にありますように、高齢者75歳以上の方のうち、元気な高齢者7割、何らかの介護が必要な高齢者3割、その間のところに重なっている部分がありますけれども、この重なり部分を見捨てないために、情報をこの様なことに使うという、その意味での諮問ですよね。外部提供についての諮問は入っていないですよね。

ですから、文京区の内部の中でその様な情報をその様に使って訪問する方がどの程度おられるのかということについて洗い出しをするというために使う、そのことについての諮問ということですよ。

ですから、外部提供に際して、また何らかの配慮が要る、その中でどの様なことが行われるかということのご説明は、また必要に応じてあるということになるのでしょうか。

○広報課長 補足させていただいてよろしいでしょうか。

今、資料2-2号をご覧いただいているかと思いますが、基本的に、右下にあります社会福祉協議会以外は全て区の事業でございます。今回、右上というか真ん中にございます訪問事業も区の委託事業でございますし、真ん中の下にございます地域包括支援センターも区の委託事業でございます。左側の介護保険サービスや高齢者サービスは当然区の事業でございます、この中での情報のやりとりについて、本日の諮問でございます。

右下の社会福祉協議会、先程からちょっと話がありましたけれども、ここにつきましては、高齢者の訪問を今回かける際に、社協による見守りを希望するかどうかを伺って、希望される方については、そこで情報を社協に提供していい旨の同意書を取るというスキームになってございます。

○内山会長 わかりました。

○中山委員 ということは、直接的に災害時要援護者名簿のようなもの、もしくはその抽出

されたものが社会福祉協議会に渡るわけではなくて、あくまでも今回は区にある情報をもとに、見守ることになるかもしれない可能性のある方のところに訪問に行って、そこでヒアリングをするというところにとどまっているという理解でいいのですか。

○高齢福祉課長　そうですね、諮問でお願いしている部分につきましては、今回、対象者が約1万9,000人でございますけれども、その中で介護保険とかそういったサービスをご利用なさっている方が3割ぐらいいらっしゃいますので、その方たちについては、既にそういったサービスも含めて見守りができているところがございますので、それ以外の方について、約7割の方について訪問して、状況をお伺いして、その中から必要な方について、希望される方について見守りに結びつけるということでございますので、そういった7割の方を抽出するために今回、区で持っております包括支援システムの情報を活用したいということでございます。

○中山委員　そういうことになると、直接関連しないのだと思いますが、資料2－3号の左下のところに、名簿の提供先として1、2、3、4と書かれているのがあって、警察署、消防署、区民防災組織、民生児童委員と書いてあって、あくまでも例えば災害時要援護者名簿はここまでで止まっている流れであると。

それで、さっきの社会福祉協議会が必要と言っているのは、個人が必要と思うかどうかも含まれているのですね。

つまり、この2－3号でいうところの1、2、3、4というのは、本人が必要であるかどうかにかかわらず、やはり重篤なときや、緊急なときには、行政としても知っていなければいけない、対応しなければいけない場合を考えていて、そうではなくて、今回あらわれているここでは、5でもないし、全然違う次元の話で、これはもう行政が特に必要としているというだけでなく、本人もやはり不安を解消するためにも協力的にやって欲しいという希望者を対象としているという理解でいいでしょうか。

○高齢福祉課長　そうです。

○内山会長　それでは、このことについては、必要なお質疑はいただいたということ的前提に、この目的外使用をするということ自体については、目的が相当であるということのご見解は一致しているようでございます。ということでございますので、諮問については、そのようにすることは相当であるという前提とすれば方向の答申文になろうと思いますが、その上で……、答申の案文があるのですでしたか。では、答申案文をご覧いただいて、その上で、さらにこれよろしいかどうか、ご意見をいただきたいと思っております。

では、案文の答申の2、審議会の結論からご説明いただけますか。

○広報課長 案文を読み上げさせていただく形でご説明いたします。

## 2 審議会の結論

本件諮問に係る個人情報の目的外利用について妥当なものと認める。また、当該目的外利用等に係る本人通知を省略することも妥当であると認める。

## 3 理由

高齢者の見守り体制の構築や情報の一元的把握については、高齢者が地域で安心して暮らしていくために、行政として取り組むべき必要な課題と考えられる。

(1) 地域包括ケア管理システム情報（以下、「システム情報」という。）の目的外利用について

75歳以上高齢者の訪問をするに当たり、システム情報を利用すること（以下、「本件目的外利用1」という。）については、先に述べた課題を解決するために必要な現状把握に向け、既に区が生活状況等を把握している者以外を対象とするために、システム情報に掲載されている情報のうち、氏名及び住所のみを利用してその対象者を絞り込むものであり、合理性があり、かつ、妥当なものと認める。

(2) 災害時要援護者名簿の目的外利用について

災害時要援護者名簿及び災害時要援護者情報登録申込書の情報を活用し、一元的に高齢者の情報を把握すること（以下、「本件目的外利用2」という。）については、日常から見守りを必要としている者について、緊急時に名簿登載者が救援活動に際してどのような配慮を求めているか等を把握することが可能となり、これにより、より一層きめ細かい的確な高齢者支援につながるものと考えられるものであり、災害名簿での本来目的に合致するため、合理性があり、かつ、妥当なものと認める。ただし、災害時要援護者名簿にある個人情報には、高齢者の心身の状況及び生活の実態等極めてプライバシー性の高い機微情報が含まれていることから、その運用についてはより一層適正かつ慎重な取り扱いが望まれる。

(3) 目的外利用をしたことの本人通知の省略について

本件目的外利用1については、75歳以上の高齢者訪問の対象者を限定するためのものであり、本件目的外利用2については、区が既に何らかの相談等を受けた者について、災害時等における必要な情報を活用するものであることから、区民への十分な周知が行われることを前提とするなら、その結果として本人に特段の不利益が発生するものではないこと及び個人情報が大量になる可能性があることから、本件目的外利用等について本人への通知は省略して差し支えないものと認める。

○内山会長 ありがとうございます。

ということをあらかじめ案文として用意させていただいておりましたが、このことについて、さらにご意見をいただければと思います。

○中山委員 今回1万3,000人を対象に訪問するということですね。今回それで抽出できたとして、来年以降はどうするのですか。

○高齢福祉課長 来年度まではこれでやります。再来年度以降につきましては、新たに75歳になられた方につきましては、地域包括支援センターの方で対象者の方を訪問して、定期的に見守りが必要かどうか、見守りを希望されているかどうかについて調査を行って、把握をしていくということになります。

○中山委員 ということは、この目的外利用は今回1回きりのものですか。

○高齢福祉課長 今年度と今回と来年度が入るということです。

○中山委員 1万3,000人分に関しての。

○高齢福祉課長 そうですね。

○内山会長 この目的外利用は、制度的にこれで実施するということになる、永続的に行うものではないのですか。毎年毎年、75歳以上になる方は増えるでしょうから、その方については、いちいちやられる。

○広報課長 それについては今回、それ以降については、地域包括支援センターの方で区の業務としてそれはやっていくと。

○内山会長 そうですか、わかりました。

それでは、このことについては、この答申案文のとおり答申をするということとして、決定をさせていただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

○広報課長 恐れ入ります、高齢福祉課長は所用がございまして退席させていただきます。

○内山会長 どうぞ。ご苦労さまです。

## (2) 平成22年諮問第3号

○内山会長 続きまして、議事の(2)平成22年度諮問第3号について、このことについてあらかじめ事務局からご説明いただいた上で、案文読み上げも含めてですか、お願いします。

○広報課長 そうしましたら、諮問第3号につきまして、まず諮問文を読み上げる形でご説明申し上げた後、所管課から詳細をご説明申し上げます。

諮問第3号の諮問事項でございますが、(1) 学術研究のための介護保険に係る個人情報(氏名・住所・被保険者番号等の個人識別情報を除く。)の外部提供について

(2) 上記(1)の外部提供の本人通知の省略について

## 2 諮問の趣旨

東京大学医学部附属病院長から、要介護者の発生状況及び将来推計を行うとともに、要介護度の改善・悪化とサービス利用の関係について解析することを目的とする学術研究を行うため、要介護認定における要介護度及びサービス利用状況に関する情報の提供依頼がありました。

本件については、氏名・住所・被保険者番号等の個人識別情報の提供を要しないこと、研究が統計的処理により行われることに加え、本区の今後の介護事業の企画のための基礎資料として活用でき、有用性の高いものと判断し、外部提供について、貴審議会の意見をお伺いするものです。

あわせて、提供する対象情報が大量であること、個人識別性のない情報として提供すること、データが統計的処理により分析されることなどから、本人通知の省略についてもお伺います。

## 3 外部提供の相手方

東京大学医学部附属病院長 武谷雄二

## 4 外部提供する個人情報

介護保険第一号被保険者について、被保険者の性、生年月、住所地特例の適応の有無、直近及びその一年前における認定日、直近及びその一年前における要介護(要支援を含む)認定区分、直近及びその一年前における介護保険サービス種類別サービス利用の有無について電子化された情報

諮問は以上でございます、詳細は担当課長からご説明申し上げます。

○内山会長 それでは、お願いします。

○介護保険課長 それでは資料第3-1からご説明させていただきます。

まず、資料第3-1号です。

これは、研究を行います東京大学医学部附属病院長から文京区長への今回の情報提供への依頼文でございます。

これにつきましては、東大附属病院で行う学術研究、多相生命表を用いた要介護者の推計と介護サービスの効果に関する研究ということで、この実施に当たって情報提供をいただきたい、

協力をお願いしたいということになります。

1の研究の概要ですけれども、要介護者の発生状況及び将来推計を行うとともに、要介護度の改善・悪化とサービス利用の関係について解析することを目的とするということです。そして、直近及びその1年前の要介護認定における要介護度及びサービス利用状況に関する情報の集積、分析を行って、学術研究を行う。また、この研究の実施については、大学の倫理委員会の承認を受け実施するという概要になっています。担当者は、この大学附属病院企画情報運営部准教授の小池創一准教授ということで、また客員研究員の古井祐司研究協力者ということになっています。

3番が、提供を希望する情報ですが、文京区の介護保険第1号被保険者、65歳以上の方です。住所地特例を含んでいます——に関して各被保険者の個人情報削除した上で、被保険者単位で、①性、②生年月、③住所地特例の適用の有無、④直近及びその1年前における認定日、⑤直近または1年前の要介護度（要支援を含む）認定区分、⑥直近または1年前の介護保険サービスの種類と利用の有無に関する情報とされています。

今回、提供を希望する情報というのは、特定の個人を識別することができ、また他の情報と照合することにより識別される情報、個人情報は含んでおりません。

データ形式はCD-ROMに電磁的に記録した情報、研究場所は東大附属病院企画情報運営部内です。

6番が研究結果の公表ですけれども、研究報告書として公表ということで、国内外学術雑誌、講演ということで広く社会に成果を還元する。また、文京区へも研究報告書を提出していただくことが定めてあります。

今回の情報提供依頼情報については、個人を特定できる情報ではないけれども、研究成果の公表に当たっては、統計的に処理された情報及びその情報に基づく研究成果のみを公表し、間接的にも被保険者個人が特定されないように細心の注意を払って行うということになっております。

また、7番、個人情報の管理、利用環境、利用後の処理ですが、今回提供を受ける情報には個人情報は含まれていないと考えるが、データは専用のコンピューターにて管理し、また研究者のみがアクセスできるようにするというので、パスワード・ID等を厳重に管理していく。また、研究期間が終了した後はデータを削除して、文京区へ削除の旨を報告する。また、研究課題の範囲外ではデータを使用しないということを記載してあります。

次に、資料第3-2号で、もう少し研究について突っ込んだ内容になっていますけれども、



1番が研究の背景、目的ということで記載してありますが、5番に研究方法ということで、改めて研究資料が昨年4月以降の要介護認定第1号被保険者についてということ、それから分析方法が①から③で定められております。

裏面については、多相生命表の原理を用いた将来推計のイメージ図ということになりまして、6番の研究倫理は研究実施にあたっては東大の倫理審査委員会の審査を受け、実施ということ。7番で、データ管理の取り扱いということでなっております。

また、8番が研究成果の公表、利用方法ということで、先程依頼文にあったとおりになっております。

3-3が今回の文京区から抽出するデータのイメージ図です。簡単に説明いたします。

左側に番号が80番から振ってありますが、これは被保険者番号についてそのまま出すわけにはいきませんので、改めて1番から番号を振ってということで、対象者は大体約6,000人程度。それから生年月までが入っています。生まれた年と月。それから性別が入ってまして、1が男性、2が女性。それから住居地特例があるかないか。住居地特例というのは、現在、介護保険サービスを提供する施設とか有料老人ホームに住所を移されている方であっても、1つ前の住所が文京区であれば、文京区が保険者となるということが住居地特例という内容になります。

それから、右側の方が最新と前年ということで、最新が今年度10月の状況を3つに区分して、まず要介護度ということで、22というのは要介護2という意味です。それから、最新の2つ目の状況が介護認定された年月です。それからサービス種別。この51というのは介護老人福祉施設サービス、いわゆる特養に入っている方という意味です。右の3つの前年、ちょうど1年前の状況をまたこのように数字で表わすという様になっております。

それから、資料第3-4号です。

今回の依頼があった研究に対する介護保険課長の所見です。

この中では、介護保険制度が始まって10年が経ったということで、今現在、文京区では要介護（要支援）認定者が、今年3月で6,200人を上回り今回の研究の対象者になる第1号被保険者の認定率が16.4%で、これは国や東京都の数値より上回っており、文京区ではますます介護保険に対するニーズが増大していくということを述べております。

また、介護保険計画というのは3年ごとに事業計画を立てまして、それに当たっては、現況把握調査などをやって、3年後の高齢者人口の推計とかサービス見込み量を立て、計画を策定しております。このたびの研究については、多相生命表の原理を用いて、要介護者についてのデータを分析、要介護者の将来推計など、また介護サービスの効果を明らかにしていくことが

目的であるので、ここで出た数値というのは、今後の文京区の介護保険事業を策定する際の基礎資料として重要性が高いものと判断しております。

また、特に区内大学との連携も区の施策として推進しておりますので、区内の東大への研究に協力することは、一つの連携に当たるとも考えております。

以上により、介護保険課としては今回申し出があった介護保険データの提供に協力したいと考えております。

資料3-5と3-6は、先程も説明がありましたけれども、平成13年度、類似の案件としてあった諮問と答申の内容です。

まず、3-5のですけれども、そのときは首都大学東京大学院の学術研究ということで協力いたしております。2番の諮問の趣旨ですが、このときは介護度の悪化防止の要因を明らかにする研究をするということで、介護保険の認定のうち、要支援、要介護に関する認定データの提供をしております。提供した情報については今回と同じ、個人識別情報を提供していないという形です。また、提供情報が大量であるので、本人通知は省略したという形になっております。

それから、3-6についてはそれに関する答申の内容になっております。

ご説明は以上です。

○内山会長 ありがとうございます。

諮問書の読み上げ及びご説明は終わりました。

このことについて、各委員の皆様からご意見、ご質問等をいただきたいと存じます。

○前田委員 前回の同様の案件の中で、「氏名・住所・被保険者番号等の個人情報を除く」となっているのですが、この「等」にはどんなものが含まれていたのですか。

○内山会長 今回のでは例えば電話番号が入っていましたけれども。

○介護保険課長 前回提示した内容ですよね。資料3-5の2の方に別紙がついているのですが。

○前田委員 これでも「等」としか出ていなくてわからないですよね。僕が気になったのは、資料3-3の表なのですけれども、そこに、日は書いていなくても生年月は書いてあるじゃないですか。男・女が書いていますよね。しかも住所地特例者というのは非常に少ないですよね。そうすると本当に知ろうと思ったら、これで特定してしまうのではないですか。

○介護保険課長 住所地特例者というのは非常に少なくはなくて。

○前田委員 いやいや、それだとだめなのです。資料3-3を見ると非常に少ないじゃないで

すか。

○介護保険課長 これは提供する一部です。今年の10月に該当する方、約6,000いるのですが、その一部として出しているだけで。

○内山会長 住所地特例者は実際には何人おられるのですか。2人か3人でしたらわかってしまいますよね。

○前田委員 だから、この表だけだと明確になってしまうわけですよね。

○介護保険課長 数百人はおります。

○前田委員 でも、数百人といったって、1人やろうと思えばできない話ではないとすると、不特定多数という様にはちょっと考えられないからというのが1点と、それから、やはりこの「等」の中には、ひょっとしたら前回は年齢とか生年月日というのは入っていなかったのではないのかなと思うのですよ。今回は生年月日まで入っている。これはいかがなものかなと。それともう一点は、要介護度で空欄のところがありますよね。この空欄というのは、結局、非該当ということなのですかね。

○介護保険課長 これは、認定は受けたけれども、要介護度で空欄ですね。

○前田委員 いや、全部空欄になっているではないですか。

○介護保険課長 これは、認定そのものを受けていないという方です。

○前田委員 ということは、要介護度のところには本当は。

○邊見介護給付係長 認定はしていない。

○介護保険課長 第1号被保険者、65歳以上であるけれども認定の申請をしていないという方です。

○前田委員 とすると、こういう人たちって、資料としては必要なのですかね。どうも東大のデータをどういうふう処理するかというのを見ていると、要するにそういう非該当の人たちがいずれどうなっていくかという推計をとろうとしているのだと思うのですね。そういう意味では、空欄の人たちについても、年齢を知ること、その人たちが将来どうなっていくかというのを知りたいのだということなのかなと推察をするのですが、その趣旨がわからないとちょっと、推察だけではまずいでしょうけど。

○介護保険課長 そうです。おっしゃるとおりです。

○中山委員 提供は1回だけなのですかということです。今の状況だけなのか、多分今、前田さんがおっしゃっているのは、推移とかも出るのかということです。

○介護保険課長 1回きりです。今年の10月の状況と1年前の状況ということで、1回出すだ

けです。

○内山会長 つまり、この3-3の紙が、もう少し長いものがあるのでしょうかけれども、これだけを出すということですね。毎年毎年これを出すという意味ではないということですね。

○介護保険課長 毎年ではなくて、今回だけです。

○中山委員 つまり、1年間の変化を見たいという意味ですか。

○介護保険課長 そうです。去年と今年の1年間。全被保険者を対象として1年間の状況を見たいと。

○前田委員 1年間ですよ。何か後追い調査していますよね。目的は悪くはないのだけど、何か。

○中山委員 要するに生年月が知りたいのは、年齢と、その年齢によって1年間にどう変わっていくかということの調査をしたいという。

○介護保険課長 多相生命表を用いる手法が、先程のイメージ図にあったと思いますが、3-2の裏です。年齢毎に一年後にどの要介護度に変化するかの確率を、年齢別・要介護分布数に順次掛け合わせながら将来推計するという手法が、別途、何歳の方が何人いらっしゃるかという情報も提供するので、それとの組み合わせで、私もよくわからないのですが、余りわかりきらないのですが、この研究方法については、そういったことで満たされるというふうに言われているのですが。

○前田委員 この多相生命表の原理を用いたって書いてありますよね。つまり、これだけでは、その結論って出ないのですよ。これで何か掛け合わせてみたけれど、自分達が研究した成果と、実際はどうなっているかという推移を見ないことには、これって評価できない研究なのだと思うのですよ。ということは、今回この1枚目を渡すけれども、1年後にも違った形のものが欲しいというふうに言ってくるのだらうと思うのです。そうじゃないと研究の成果が上がらないですよ。

○広報課長 会長、よろしいですかその点について。事務局が確認していますので。

○多田行政情報担当主査 一応この件については東京大学さんのほうに確認しているのですが、1回限りで、1年間を追うことでその先が追えるという、そういう研究内容ということで。

○前田委員 1年間追うという意味がちょっと明確じゃないので、困っちゃうのだけよ。

○内山会長 例えば3-3の、番号でいくと86の方がおられますよね。この方は1年前は介護認定を受けていなかった。しかし、本年は受けている。その場合にどういう要介護度かという

ことがわかる。この方のお年がわかる。ただ、こんなに少ない数で意味が取れるかどうかというのは、統計学の指標がわかりませんからあれですけども、そういうことで推計する。これが今年だと、来年はこうなるということを推計することについて、データは豊富とは言えませんが、できないことはないのかなとは思いますが。そんなことをお考えなのではないかなというふうに、これを見ては思いますが。

○中山委員 前田委員がおっしゃるとおりで、資料3-5でついている先例の時に出示されていたものは、介護の方の症状というか、容態とか、そういうものだけでした。当時、私も委員だったのですが、これも当時、大学院の学生さんの研究に使われるというもので、しかもその大学院の学生さんが、ある程度、区のコントロールがきく方だったので、少し安心して見ていたところというのもあったのですけれども、今回、私も大学に勤務していますので、ちゃんとそれぞれの倫理的なものとか、あと個人情報の処理とかはきっちりやるのだと思っても、完全に私たちの手、つまり文京区の手を離れているということで、どの程度詳しく出していいのかというのは、その最後の砦になっているのが、ここの審議会なので、そこはやっぱりどうしても慎重にという気はしますね。

1つには、多分、前田委員とかも敏感になっていらっしゃるの、生年月という、ここまで出なきゃいけないのか。ここは年齢という項目に変わったのではないかと、そういうことですよ、例えば、個人識別情報とまでいかないにしても、非常に識別性が高そうな気がするということに敏感に感じていらっしゃるのではないかと。その点が資料3-5と違うかなということですね。

それと、あともう一点なのですが、別に僕はすごく勸めているわけじゃないのですが、実はこの資料3の方のときも1回でわからなくて、ご覧いただければわかるのですが、3-5の諮問は18年3月28日で、それに対する答申は2週間遅れに、もう一回やったことを覚えているのです。2回に分けたからといって、すごくすっきりはしないのですが、今、私たちこうやって諮問を受けて、なかなかすっきりいっていないというところもあって、ちょっとのその辺がすぐに決めてしまっているのかなという感じだったので。

それから、もう一個なのですが、これは文部科学省の科学研究費の補助金を使ったものなのですか、それとも厚生労働省なんかの、資料3-2号に書かれているのですけれども、3年計画と書かれていて、東京大学では11月29日に承認を得ているということですが、すごく早急に結論が要るのかということや、その辺を確認できるでしょうか。3年間の計画になっていますので。今日ここで決断を下さなきゃいけないのですか。

○邊見介護給付係長 東京大学の方に確認したところ、3年間の計画ということで、今年1年目ですので、中間報告も必要ということなので、今月中にはデータをいただきたいということは聞いております。

○内山会長 3年間ですが、3年間ずっとやるというわけではなくて、まず最初は基礎データを収集して、あとは例えば欧米に出張して研究をしてみると。3年目には研究をまとめるという様なのが普通のパターンで科研費の場合は使いますので、3年間ずっとデータが欲しいということかどうかはわかりませんね。

○中山委員 僕が申し上げたかったのは、ということは、今年度中に個人情報の提供を求めているということなので、きょう諮問を受けて、きょう結論を出すものなのかどうか、何か例えばこういう点を、事務局を通して確認したほうがいいのではないかという様なことを私達の方から言うとかいうことも可能な話なのですかという。

○内山会長 時間的な問題ですか。

○中山委員 時間的な問題として。

○邊見介護給付係長 時間的なところでは、1月ぐらいまでには決定いただければという様に思っております。

○内山会長 まずその前に、抽出データで、各委員からのご懸念というのは、研究の成果がどの様なものかということについてご懸念をされていることではなくて、むしろ個人の識別が可能な情報がこの中に含まれるかどうかということの様でございますから、まず生年月の情報、文京区内に住んでいる、例えば1910年1月生まれの方が何人おられるかというふうなことから特定の個人が識別できるかどうか。その方が要介護幾つだということになると、なおさら識別できるかという様なことが可能なかどうかということだと思っておりますけど、できませんか、識別は。

○介護保険課長 逆に、毎月65歳に到達された方に私ども介護保険証を送っているのですが、大体ひと月にその年齢に到達される方というのは、約150人ぐらいです。

○内山会長 それで、介護度が例えば2だとか3だとかというようなことでやると、またスクリーニングができて、それが前年度は、介護度が2の人、ああ、この方だということが特定できるかというふうなことですけれども、不可能かどうかというふうなこと。やる気があるかどうかということとは別に、不可能かどうかということだけ、まず。

○邊見介護給付係長 介護度等については、個人情報は外には公表しておりませんので、すべての中から識別するというのは不可能だと思います。

○内山会長 というのは、生命表を使ってというのは、月まで出さないと正確性がどんどんなくなってきますよね。例えば大正生まれの人とかやったら、ほとんど何の意味もなくなってしまうので、むしろ月までやったほうが、日にちまでやる必要があるかどうかという意味では、日にちで特定しないほうがいいから日にちは要らないでしょうけど、月までは欲しいというのは、研究者からすると多分欲しいのだろうなと思いますけれども。

あととはもっと、最初にご発言があった住所地特例者ですか、文京区内ではない区外の介護施設等におられる方ということになってくると、数百人規模ということでしたっけ。年月日ということがわかると、例えば隣のおじいちゃんまで、何年生まれの人で、今はどこかの区外の特養施設におられるということになってくると、ああ、この人だというふうに特定ができるかどうかというふうな。

○介護保険課長 だから、特定をだれがどういう目的でやるかということは、この研究の範囲外の場合ということですか。

○内山会長 そうですね。ですから、東京大学の医学部でその情報を得た人たちが、そのことで特定ができるかどうかということが問題だと。特定ができるとしても、それで全ての情報を提供してはいけないかどうかということが決まるわけですが、まず特定ができるかどうかの問題をお聞きしたいのだと思うのですけど。

○介護保険課長 特定というのは、一人にという意味ですね。

○内山会長 ファイリングをして、ああ、この人だというふうに研究者が、そんなことを特定する動機はないと思いますけれども、しようと思えばできるかどうかをまず伺っているのですけど。その上で、しようと思えばできるけど、この人だから提供しても大丈夫だというふうなことが次に判断されるのだと思いますけど。

○介護保険課長 住所地特例に該当する施設がいっぱいありまして、どの施設に入っていらっしゃるといってもあわせて知らないと、特定はできないですよ。そういうことが現実的にあり得るとの推測が難しいと思います。

○内山会長 ということで、実施機関といいますか、諮問をされる趣旨は、これでは特定はできないだろうということで判断をされて、外部提供の可否をお諮りしているということですか。

その上で、中山委員からご発言がありました、さらに何らかの情報を得た上で判断すべきことがあるのだとすれば、その情報は例えばどんな情報が。

○中山委員 今、具体的にあるわけではないのですが、今日の感じだと、委員の方がすぐにはこの状態で出していいのかという判断ができていない可能性があるかなと。私自身もちょっと

今、迷っているところがあります。ですから、何か追加情報が必要であれば、それは求めた方がいいかなというぐらいのことで、具体的に今持っているというわけではないです。

それからあと、これは全く直接的な話ではないのですが、前回の先行事例のときには、外部提供の相手方がだれかということに会長が敏感に、慎重になられて、ここの諮問書には猫田教授が書かれています。最終的には大学院研究科に提供するものではないかということをおっしゃって、今回の諮問は、そのところを拝見していると、外部提供の相手方は、科研費の代表者である准教授の小池先生ではなくて、附属病院長となっているということで、ですから、要するに提供先は附属病院であると。

それから、その中での個人情報の管理については、結局、小池准教授個人の責任というよりは、多分、附属病院における個人情報の管理のルールがちゃんと適用されるのだという様に私は理解しております。

○内山会長 それはそうなのですよね。東京大学の医学部に提供して、その中でこの情報を使うのは特定のこのお二方だと。そのことについては、東京大学の方の倫理審査会等の管理も受けた上で、その様なことを行っていくということまでは確認をしていただいていることの判断をいただくのですよね。

○中山委員 当時は、猫田教授にお渡ししていいかということも議論になったんですが、今回は、要するに機関としての病院に提供しているというところが違うのかなという気はします。

それとあと、本区が区内の大学との連携を図ることは確かにいいことかと思いますが、というのは、これだけ学究機関が多い区ですから、確かにその連携は非常に重要だと思うんですけども、だからいいと言っているわけじゃないのですけれど、本区にとって、例えば逆にこういう何か調査結果のようなものが得られるとか、もしくは本区がそのデータ処理に関してある程度のコメントをつけることができるのか、何かあるのでしょうか。

ここにも、資料3-2とかを拝見すると、文京区から研究期間中に別途依頼があった場合には集計結果を提供するみたいなことも書かれていたりしますし、要するに本区としての何か共同研究のような形といいますか、研究に対する何かかわりみたいなものはあるのでしょうか。

○介護保険課長 共同研究というところのかわりはないのですけれども、来年度に次の3年間の介護保険事業計画を立てますので、研究の中間時点で参考になるデータがあれば提供していただきたいと思っております。

○広報課長 ちょっとお話中申し訳ないのですが、最初に前田委員からご質問があった前回17年度の個人情報に係るものですが、提供している情報については、先程の資料第3-5号にあ



るものの他、年齢、性別、認定申請日、その他でして、今問題になっている生年月日等は出していません。

○内山会長 月日は出さないですね、もちろん。ですから、前回と異なるのは、月まで詳細情報を出すという様なことでしょうか。

今言われたのは、中山委員の言われたことだとすると、実施機関といいますか、区当局とすれば、こういう将来推計をしないと、例えば行政需要がどの様に変移するかということについて予測がつかないでしょうから、人の手当てをどうするかということまで含めて、こういう情報がなければそもそもいけないような情報のような気がしますけれども、むしろこれをやっていなかったのかという様に思いましたけれども。

それで、このぐらいのお年寄りの方で要介護度2の方が例えば3に進まないようにするためにはどうしたらいいかということをお考えになっていらっしゃるのでしょうか、その場合に、こういう推計があつて、その事業をすることによってその推計を改善する方向に政策をしましょうとか、それは当然お考えになっているわけでしょうから、そういうデータが不要だとは思いませんけれども、そういうご説明はいただけるのでしょうか。私が言っちゃいましたけれども。

○介護保険課長 前回、平成17年でも一応報告はいただいておりますが、なかなか次の計画を立てるタイミングとうまく合わなかった関係もありまして、前は計画には活かし切れなかった。ただ、日常業務の中では十分参考になる内容でした。

○内山会長 前回のことではなくて、今回のことをお考えいただいているので、今回の情報を同じようなことを。

○企画政策部長 3年前つくるときにどういうデータを使って推計したかということです。

○介護保険課長 これは、さまざまな資料で推計しています。3年前については、区内の大学と連携して、介護予防についてデータをいただいて、介護予防事業に関してはそれを参考とし、あとは将来の人口推計とか、過去何年間の、10年間なら10年間のいろんな給付実績の伸びとか、それから国から示される指針とか、さまざまな推計のための方法は用いて、第4期の計画はつくっております。

○前田委員 ちょっとよくわからないのですが、やはり気になるのは年齢を月まで表示しないといけないのかというのが1点。いろんな統計を見ても、月まで書いてデータを出している資料って見たことがない。それが1点気になるところ。

もう一点は、倫理委員会の承認を得るといふふうになっている。そうすると、倫理委員会の

承認をきちんと得たのかという手続を踏んだのかという、この2点を確認してもらいたいんですけど。

○内山会長 そのことについては、倫理委員の審査は平成22年11月29日に承認はされたということですから。

○前田委員 承認を経て実施すると言うんですけど、経たのですかね。

○邊見介護給付係長 経たと聞いております。

○前田委員 そうすると、僕はやっぱり月まで特定するのはどうなのかなと。年齢じゃだめなのでしょうか。

○邊見介護給付係長 生年月なのですけども、こちらが蓄えているデータの中には年齢というものが無いものですから、生年月日の中から加工してデータをつくったということでございます。

○内山会長 今のご発言ですと、月まで付加したのは文京区のほうで、月まで欲しいと言っているわけではないという、そういうご趣旨ですか。

○邊見介護給付係長 当初はやはり生年月日までというようなことはあったんですけども、それですと特定される場合も考えられましたので、月までということですよ。

○内山会長 月日まで欲しいと言ったけれども、日までをやると特定につながるかもしれないから、それは適当でないかと判断されたよ。

○邊見介護給付係長 はい。

○中山委員 結局、必要とされている情報は、介護認定を受けた日における年齢なんじゃないかという気がするのですが、そこで何年何カ月というところを必要とされているのかしらという感じがして、ですから、年齢で済むかどうかぐらいのことを、やはりどうしても年月まで要るのだということであれば、もうしょうがないんですけども、その辺について事務局からもう一回調査していただくことはできないのかしらという様に思うのですが。

○内山会長 できないということはある程度ですよね。聞けばいいだけです。できるかできないかと言えば、できないことはないよ、それは私も思いますけれども。

○中山委員 だからやっぱり年齢ぐらいでいいのではないかというのは何となく感じるところがあるのですが、でも、もしかしたら、精度の高い推計をするためには月まで要るのかもしれないし、その辺がちょっとわからないので、教えていただきたいと思っております。

○内山会長 私が答える立場ではないんですけども、多分、生まれ年よりは、月があったほうが詳細な分析ができるのです。小数点一桁まであったほうがいいし、日にちに小数点二桁ま

であったほうがさらに正確な分析ができると。これでそんなに、この情報から、小数点一桁の情報があったところで、どのような成果があるのかよくわかりませんが、科学者からすれば詳細なデータが欲しいと思いますよね。

○邊見介護給付係長 当初はやはり生年月日ということであったのですけれども、こちらのほうで生年だけでどうかということで、一度投げ返したことがありまして、その際に、できるならば月までも欲しいというような要望がありました。

○前田委員 本当は月の誤差なんてたいしたことないと僕は思っているのですよね。年内であれば、1年、2年の誤差なんていうのはたいしたことじゃないと思っているのですよね。ちなみに今、配っていただいたものはどう理解したらいいのでしょうか。これは前回お出ししたと思うのですけれども、この配付した資料の説明をいただければ。

○邊見介護給付係長 この認定調査票についてということで説明させていただきますと、これは介護認定を認定するために調査に行った結果をこのOCR票に落とし込んで、介護認定の審査会の資料にするという基礎資料の紙でございます。前回、ここにマスキングされているというのをやるということは、個人情報絡みのところを一部削ってお渡ししたのではないかと。それで下の調査の結果だけを渡したと。

○内山会長 この配付した資料は何なのですかということをまず。

○広報課長 申し訳ございません。これは、前回の平成17年度の際に求められて出した資料の写しです。この調査票のうち、マスキングの部分は不要箇所ということで当時の資料にあるものでございます。

○内山会長 このコピーをこのまま渡したということでしたか。

前は前回として、お考えいただくのは今回ですから。

○多田行政情報担当主査 実際にはデータで渡していますので、審議するときの参考としてください。

○内山会長 こういう資料がありますということですよ。

○中山委員 この時に出ているのは、この表でいうところの上から2行目の年齢何歳という情報が出ているのであって、生年月日自身は出さなかった。だから何年何月までは出ていない。そこが前回とやはり決定的に違うのだと思うのです。だから何歳という情報がこの前は出た。

○内山会長 その代わりに、この方は例えば歩行が困難か、困難でないかという詳細情報が全部出ているという様なという意味では。

○中山委員 センシティブな情報が出ているということですね。

○内山会長 ですから、前は前回、今回は今回で、また委員の構成も違ってきますから、前回こうだったからということも参考にさせていただく程度のこと、今回は今回でご判断いただいた方がよろしいと思いますけれども。

いかがいたしましょうか。

○中山委員 今回の会長のお話は、前はその方の症状が出ていて、生年月が出なくて、年齢だけが出たケースであり、今回は、症状は出ていなくて、生年月と介護認定日が出る。だから、それで見ると、余り今は議論になっていないですけど、介護認定日までが必要なのかということの話もあるのだと思うんですけど、要するに、非常に前回に比べたら、無機的という言い方をしているかどうかよくわからないのですが、その方の生の様子とかが出ていないわけではないところが違うのかとは思っています。

○内山会長 そうですね。そういっちゃなんですけれど、クロスカップリングじゃないですけど、この両方のデータを集積した上で、もっと詳細なデータをした方が、この人が要介護度2の人で、歩行困難だったのがどうなったということまで分析したほうが多分、科学的にはいいのではないかと思いますけど。それは研究者の自由ですから。

どうでしょうか。今までの事務局の東京大学との接触の中でも、年月日までということ、月までではどうかということ、どうも落ち着いたという様なことのございます。あとは、住所地というのは、提供された方はみんな文京区という意味では、住所は文京区内にあるということ、ないしは住所地特例というのは文京区外におられるということについての住所までは特定できての情報ということですが、もう一つお考えいただくのは、提供する相手方がこのような条件の中でデータを使いますというようなことを申しておりますので、この相手方ないしは、そのデータの使用方法、処理の仕方も考慮した上で、諮問の内容が相当かどうかということをご判断いただくことになると思いますけれども。

まず、1つ目は、さらに何らかの考慮すべき上で資料が必要かどうかということになれば、次には。

○滝澤委員 ちょっと私、よくわからないんですけど、今ずっとお話を聞いたけど、最低限必要なデータをどこまで、最低限これだけは必要ですよというのを私は出せばいいのではないかなという様に思うのですよ。相手がここまではできれば欲しいのだというのではなくて、それを受けて最低限必要なところを考えてもらいたいなということと、あと区内の大学との連携は確かに重要だと思うんですけど、かといって、ここで得られたデータが本当に区として必要なかどうか。その辺は、今ずっと話を聞いていても、私もちょっとわからないので、そこをち

よっと明確にしてもらいたいなという気持ちはあります。

以上です。

○内山会長 発言いただいたのは、集約しますと、要するに本当に必要かどうかという1点に尽きるような気はしますけれども、この情報が欠けては研究自体が成り立たないということであれば、そもそも提供しないということになるのでしょうかし、無用なデータを提供しても意味がないわけですから、そのことについて確認をしていただいた上で判断をするということが適当でしょうか。

しかし一方で、科研費という様なこともあって、相手方様のご心情も察すると、余り日時をこのことについて消費するというのは適当とも思われないので、速やかに判断ができればしていただく、提供するのを是とするのか非とするのかという判断をいただいたほうがよろしいかなと思いますけれども、科研費をもらっちゃった以上、やらないわけにはいかないのです。データがありませんから何もしませんという報告は出せませんでしょうから。

○中山委員 その場合も、精度はどの程度かわからないですけど、例えば年齢で済むのかどうかなんていうのは。

○内山会長 ですよ。それか、または文京区でもらえなければ、ほかのところでもらえばいいという話になりますので。

○中山委員 でも、ご協力することは大事なことだとは思いますが、結局どの程度の、今、滝澤委員のおっしゃるとおりで、最低限の情報がどこなのかというのが、どうもまだ私には見えてきていないところがあるのですが。

○内山会長 そのことについて答えられる方は、ここにはいらっしゃらないのですね。

○介護保険課長 申しわけありません。

○中山委員 結局、絞り込んだ結果、年月と言われたら、私たちとしてはこうだという判断だと思うし、絞り込んだ結果、年齢までだと言われたらこうかなというふうなことかなという気もしますし、という感じはちょっとしています。

○前田委員 恐らく年齢までということになると、この審議会の中でも恐らくほぼ同意なのだろうというイメージを私は感じているのですが。

○内山会長 否定的にご判断されているけど、一切の提供は出さないということではないです。個人を識別しないで、学術に研究目的を限定するという意味では、なおかつその資料が文京区の厚生行政に資するものであると思われましてという意味では、どなたも反対されてはいなさそうですね。あとは、データはあくまでも個人の、それぞれの区民の方々のデータですから、

方が一にも特定されないような形で出したほうが相当であろうという様なご意見ということですよ。そのことについて、どうでしょうか、事務局、何かお考えがありますか。

○広報課長 そうしましたら、今までのご議論と会長のご提案を受けまして、事務局のほうで、今何点か特に具体的にお考えになっているところ、提供されるデータは個人が識別されるデータかという、例えば生年月であったり、あるいは住所地域特例の問題であったり、あるいは認定の審査日だったり、あるいは両方ともブランクである方の情報もありますので、改めて最終的にもう一度さらに確認を相手方といたしたいと思います。その上でもう一度ご判断いただければと思います。

○内山会長 では、そうしましょう。

ということで、諮問3号につきましては、本日の審議をここまでとして、新たなご説明をいただいた上で、さらにご判断をいただくということにさせていただきます。

### 3 その他

次回継続審議の日程調整 平成23年1月20日（木） 10時～12時

### 4 閉会

○内山会長 それでは、これをもって本日の審議会は閉会とさせていただきます。熱心なご討議ありがとうございました。